

1.市名変更を活かしたまちづくりの進捗状況について

市名変更をスタートとして「丹波篠山」を活かしたまちづくりに取り組むことは、市長の住民との約束であったと考えています。ところが、イベントなどのどちらかといえば一過的性格の強い取り組みしかなされていないのが実情です。このため、去る水無月会議にてブランド戦略の骨格の早期作成を求め、市長からはこの秋にはその骨格を定める趣旨の答弁をいただいているところです。そこで、現在までに検討が進んでいる内容についてご説明願います。

2.畜産振興について

次に、畜産振興について伺います。本事項は所属委員会の所管事項ではあるのですが、これまで市長の口から畜産振興についての考えを明確に伺ったことがないことと、先般の環境保全条例改正提案時に、通常なら規制する際には同時に示されるべき支援策がなかったことから、市の畜産振興に対する姿勢に疑問を抱かざるを得ず、この場で質問させていただくこととしました。

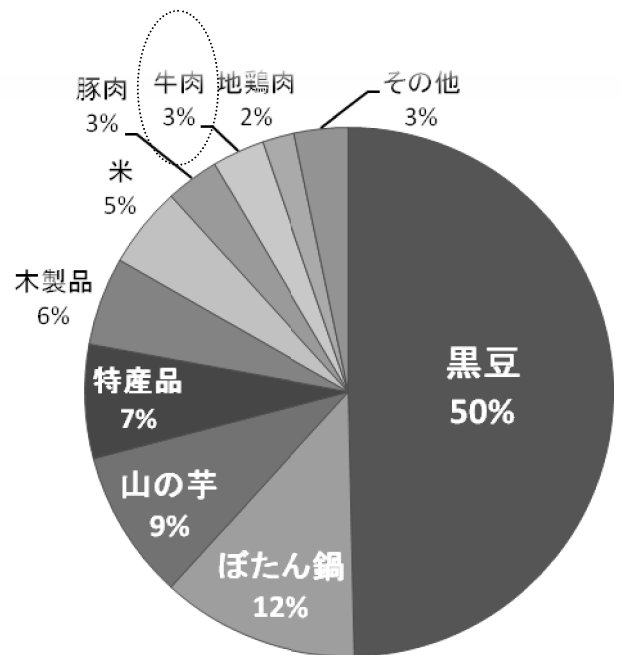
丹波篠山市は、まちの紹介時に常に特産物を前面に出しています。（その特産物とは、黒豆、山の芋、栗、ぼたん鍋、丹波焼、牛肉、小豆などです。）市が特産物を紹介する意味は、単にこのような物産がありますということのみならず、それらを振興していますということでもあります。

振興結果は、ある意味マーケットが評価します。そのため、そのマーケットにおける認知、評価についてふるさと納税返礼品の分析を行ってみました。

平成 29 年度

ふるさと納税返礼品上位 50 位の分類

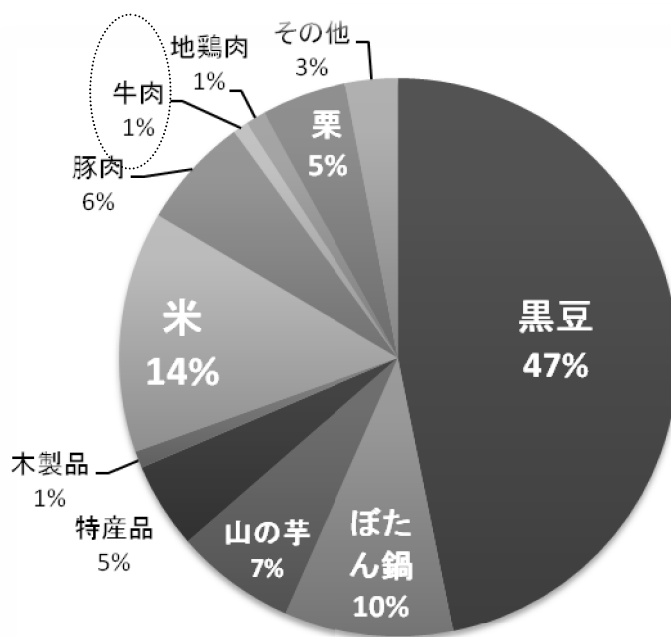
返礼品の区分	返礼に用いた数
黒豆・枝豆・その加工品	2240
ぼたん鍋セット	547
山の芋・その加工品	413
特産品セット	314
木製品	244
米・その加工品	224
豚肉・その加工品	147
牛肉・その加工品	144
地鶏肉・その加工品	90
その他	149
	4512



平成 30 年度

ふるさと納税返礼品上位 50 位の分類

返礼品の区分	返礼に用いた数
黒豆・枝豆・その加工品	2704
ぼたん鍋セット	565
山の芋・その加工品	403
特産品セット	288
木製品	56
米・その加工品	808
豚肉・その加工品	374
牛肉・その加工品	51
地鶏肉・その加工品	66
栗・その加工品	285
その他	175
	5775



表とグラフは、平成 29 年度と 30 年度におけるふるさと納税への返礼品の数を区分別に分類し示したものです。黒豆・枝豆その加工品が最も人気が高く返礼品の約半分を占めています。次いでぼたん鍋セット、山の芋またはその加工品、米、栗の人気が高いことがわかります。

全国の返礼品の人気状況は、米、肉、ウナギ、特産品、電化製品の希望が高いといわれていますので、本市においても似た傾向が表れています。

しかし、結果を見て大変驚いた点がひとつあります。牛肉またはその加工品の返礼数の少なさです。29 年度は全体の 3%、30 年度は 1%に止まっています。過去に市は、ふるさと納税強化に肉を追加すると豪語されていましたが、肉類は全国の傾向と同様、特に力を入れている牛肉の返礼は多いはずと高を括っていましたので大変驚きました。

この牛肉またはその加工品の数の少なさは、業者に依頼しているふるさと納税システムの問題であると逃げることもできるかもしれませんが、私はこの数字に真摯に向き合うべきだと考えます。

市は、畜産および畜産物の振興についてこれまで以上に注力されるべきです。

この際、畜産振興上、最も課題のある家畜排せつ物への対応についても伺っておきます。

過去、家畜排せつ物の適正化法への対応が迫られた時期がありました。他の自治体では、たい肥センターを設置し、家畜排せつ物の有効活用をはかられた例が多くあります。本市では、当時同じようにたい肥センターの検討を行ったものの、財政的課題があり個々の農家対応としました。そして、各農家はやむなく支援メニューを活用して堆肥舎を整備されました。

しかし、現状を見ると必ずしも完全な堆肥舎の設置が完了した状況にはなく、農地に還元する前の数か月分の堆肥保管に課題が残っています。またこの課題は、耕種農家にとって特産物を栽培するうえで欠かすことのできない土づくり資材である堆肥の質にも影響するものでもあります。

このため、既存の堆肥舎に適正に入りきらない堆肥を保管する施設の必要性が高まっています。

幸いにも、家畜排せつ物適正化法施行時の支援メニューと同等のメニューが現在も残っており、市がそのメニュー活用のハードルをもう少し下げる対策と、設置場所の選定に協力していただくことで課題解決が図られていくと考えます。

家畜排せつ物適正化法に基づく市の責務として検討していただくべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

3. 畦畔管理条例の検討について

次に、全国的にも例がない畦畔管理条例の必要性を説明させていただき、その検討を求めたいと思います。今、農都丹波篠山で農業をしていく上で、また暮らしていく上で最も課題となっていることは、畦畔の管理です。

畦畔は農地の一部であり個人の所有物です。また、その役割は、水田のための農地水張り面の形成、隣接圃場等との境界、耕作のための作業道、古くは畔豆や家畜飼料などの生産場所、生活においては子どもたちの遊び場など多岐にわたっています。さらに、最近では農村景観を構成する重要な要素と評価されてきています。

そんな重要な畦畔ですが、農家数の急激な減少、農家の高齢化による管理力の低下、農業の収益性の低下、従前の方法による畦畔管理能力を超えての担い手への集積などの要因により深刻な管理不全状態に陥ろうとしています。

現状は、農家や最近では集落の非農家の方も一緒になって、命を削りながら草刈りをされているのが実態です。

農業の地域政策として始まった「多面」の取り組みは、10年が経ち、畦畔管理になくてはならない仕組みとなっていますが、共同体の構成員そのものがこの間減少しつづけています。それを補うために、私も集落を横断した草刈り隊の設立等に関わり、市においても今年から草刈り隊の支援に乗り出されました。これは、とても大切な取り組みであるとは考えていますが、これも早晚能力オーバーとなります。

このため、今早急に着手しなければならないのは、畦畔管理の総合対策ができる体制をつくることです。そのために、全国に例がなくとも、ここ丹波篠山にて全く新しい概念を導入

し、その概念に基づく畦畔管理対策を中長期にわたって推進できる条例をつくることが必要です。

では、新しい概念について説明します。一言でいうと、畦畔を単なる個人の所有の不動産と捉えるのではなく、個人の所有であると同時に社会資本とする、そう定義することです。

先に述べたように、畦畔は個人の持ち物のみならず、本市の最大の魅力である農村景観を構成する重要な要素です。これは、伝建地区の価値づけや景観形成建造物の捉え方と似た考え方でもあります。

その様に社会資本と位置付けることで行政による総合対策が可能となります。

次は、総合対策の方向性とその内容について説明します。

対策の方向性は、管理不全になる最大の要因である①管理量を減らすとともに②管理能力を高めることで良好な管理を実現することです。

その基本的内容は以下の通りです。

- ・ 畦畔の除去やパイプラインを活用して「畦畔面積を減らす」
- ・ 物理的方法や代替植生を活用して「草刈り不要な畦畔をつくる」
- ・ 既存制度による組織や草刈り隊と担い手の連携など「組織力による管理能力の向上」
- ・ 機器や薬剤の高度化とデジタルカルテ導入などの「技術力による管理能力向上」

①畦畔管理量を減らす	
畦畔面積を減らす	草刈り不要な（ほとんど必要ない） 畦畔をつくる
<ul style="list-style-type: none"> ・ 割田畦畔の除去 ・ レベルの同じな圃場間の畦畔撤去 * 上記を円滑に進めるために、GPS を活用した「デジタル畦畔」を条例で担保する。 ・ パイプライン敷設による用水路の除去 ・ 再圃場整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小さな畦畔のコンクリート化 ・ 防草シートの設置 ・ 代替植生による雑草の抑制（芝桜、センチ・ピートグラスなど） ・ または、上記の組み合わせ

②畦畔管理能力を高める	
組織力による管理能力向上	技術力による管理能力向上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支払制度の柔軟運用 ・ 草刈り隊の設置拡大 ・ 非農家や市外からの草刈り隊員確保 ・ 「多面」や草刈り隊と担い手の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈り機器の高度化 ・ 県や民間と連携した自動、半自動草刈り機の開発・導入 ・ 県や民間と連携した環境負荷の少ない生育抑制剤の研究 ・ デジタル畦畔カルテの整備

この中で、畦畔除去を推進するためには畦畔がなくなった後も圃場境界を保証する仕組みが不可欠です。もっとも現実的な方法は、除去した畦畔の両端に「デジタル畦畔杭」を設置し、杭の位置を GPS 測定するとともにその結果を市の台帳に記録する。また、地権者にはデジタル畦畔証明書を発行する。そして、条例で「デジタル畦畔」を担保する。

畦畔管理条例は、全国に例がない取り組みです。ですので、市だけで具体的取り組みを進めていくことは困難でしょう。

しかし、畦畔管理条例は、今後全国で必要となるものです。ですので、条例の具現化は、積極的に国に働きかけ、民間にも協力を求めていくべきでしょう。そのため、条例の検討と並行して地域再生法の活用や SDG's への位置づけが必要になるでしょう。

最後に、本日の提案は、私も細部においては検討中の内容です。それでも取り上げさせていただいたのは、対応が遅れれば遅れるほど対策が困難になる内容だからです。ぜひ、市においても早期実現に向けた畦畔管理条例と総合対策の検討に着手いただくことをお願いします。